杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

（趣旨）
第１条　この告示は、町民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）性的少数者　性的指向の対象が異性のみではない者及び性自認が戸籍上の性別と異なる者をいう。

（２）パートナーシップ　双方又は一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとし継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した関係をいう。

（３）ファミリーシップ　パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の双方又は一方の未成年の子（実子又は養子）と生計が同一であり、その子を養育することを約した家族の関係をいう。

（４）ファミリーシップ対象者　パートナーシップにある者の双方又は一方と生計が同一である未成年の子（実子又は養子）をいう。

（５）宣誓　パートナーシップにある者が、町長に対し、互いのパートナーであることを誓うこと又はパートナーシップ・ファミリーシップにある者が、町長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップにあることを誓うことをいう。

（宣誓できる者の要件）
第３条　宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）双方が民法（明治２９年法律第８９号）第４条に規定する成年に達していること。

（２）住所について次のいずれかに該当すること。

ア　双方が町内に住所を有していること。

イ　一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を宣誓の日（以下「宣誓日」という。）から３か月以内に予定していること。

ウ　双方が町内への転入を宣誓日から３か月以内に予定していること。

（３）双方に、配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び他のパートナーシップの関係にある者がいないこと。

（４）宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者は除く。

（宣誓の方法）
第４条　宣誓をしようとする者は、職員の面前において杉戸町パートナーシップ・フ

ァミリーシップ宣誓書（様式第１号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、町長に提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、宣誓しようとする者の双方又は一方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

３　宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前３か月以内に発行されたものに限る。）

（２）戸籍全部事項証明書、独身証明書その他独身であることが確認できる書類（宣誓日前３か月以内に発行されたものに限る。）

（３）町内に転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類

（４）ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、ファミリーシップ対象者であることを証明する書類

（５）その他町長が必要と認める書類

４　町長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

（１）個人番号カード

（２）運転免許証

（３）旅券

（４）前３号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

（５）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（通称名の使用）

第５条　宣誓をしようとする者は、宣誓書において通称名（氏名以外の呼称で、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

２　前項の規定により通称名の使用を希望する者は、当該通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類の写しを宣誓書に添付するものとする。

（証明書等の交付）

第６条　町長は、第４条の宣誓書の提出があったときは、宣誓の内容を確認し、第３条の要件を満たしていると認められるときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、それぞれ次の各号に掲げる宣誓証明書及び宣誓証明カード（以下「証明書等」という。）を交付するものとする。

（１）パートナーシップ宣誓者にあっては、杉戸町パートナーシップ宣誓証明書（様式第２号の１）及び杉戸町パートナーシップ宣誓証明カード（様式第２号の２）

（２）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者にあっては、杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第３号の１）及び杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第３号の２）

（証明書等の再交付）

第７条　宣誓者は、証明書等の紛失、毀損その他の事情により証明書等の再交付を希望するときは、杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第４号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出し、その再交付を受けるものとする。

（宣誓事項の変更）

第８条　宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第５号。以下「変更届」という。）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。

（２）宣誓者の双方又は一方が、町内に転入し、又は町内で転居したとき。

（３）ファミリーシップ対象者を追加するとき。

（４）ファミリーシップ対象者を削除するとき。

（５）ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。

２　変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）前項第１号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍全部事項証明又は日常生活において変更した通称名を使用していることが確認できる書類の写し

（２）前項第２号に該当するときは、転入し、又は転居した者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書

（３）前項第３号に該当するときは、ファミリーシップ対象者であることを証明する書類

３　町長は、変更届の提出があったとき（第１項第２号に該当する場合を除く。）は、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

（証明書等の返還）

第９条　宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第６号）を町長に提出し、証明書等を返還しなければならない。

（１）パートナーシップ又はファミリーシップが解消されたとき。

（２）宣誓者の一方が死亡したとき。

（３）第３条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

（４）その他町長が証明書等の返還が適当であると認めるとき。

（無効となる宣誓）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とし、交付された証明書等を返還しなければならない。

（１）パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき。

（２）宣誓書等の内容に虚偽その他不正な方法等により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したとき。

（３）第３条各号の規定に反しているとき。

（連携市町村から転入した場合の手続）

第１１条　町長は、宣誓希望者双方（ファミリーシップの宣誓をしている場合にあっては、当該宣誓に係る子を含む。）が連携市町村から転入し、引き続き宣誓をする場合にあっては、第４条第３項に掲げる書類の添付を省略させることができる。この場合において、宣誓希望者は、連携市町村から交付された証明書等に相当する書類を提出しなければならない。

（周知及び啓発）

第１２条　町長は、当該制度の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、町民や事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

（その他）

第１３条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和６年４月１２日から施行する。